

基礎研 レポート

IAIS が ICS (保険資本基準) Version 2.0 のための公開協議文書を公表 — 新たな保険負債評価の割引率アプローチ等を提案 —

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

IAIS (保険監督者国際機構) が、保険会社に対する国際的な資本規制である ICS (Insurance Capital Standard : 保険資本基準) に関して、2018年7月31日に、ICS Version 2.0 を含む ComFrame 全体に関する公開協議文書をリリース¹した。

ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) は、IAIGs (Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループ) を監督するための国際的な共通フレームワークで、定性的かつ定量的な要件を取り扱っているが、その中の一部として、「リスクベースのグローバルな保険資本基準 Version 2.0 公開協議文書 (Risk-based Global Insurance Capital Standard Version 2.0 Public Consultation Document)」(以下、「ICS Version 2.0 CD」又は単に「CD」という) を公表²している。

今回の ICS Version 2.0 CD については、2017年7月21日に公表された ICS Veriosn1.0 に対する利害関係者からのフィードバックを受けて、フィールドテスト等の結果等も踏まえて、IAIS がこの1年間検討を行ってきた結果であり、ICS Veriosn1.0 から、いくつかの変更等が行われている。なお、ICS Veriosn1.0 については、基礎研レポート「[IAIS が拡大フィールドテストのための ICS \(保険資本基準\) Version 1.0 を公表—保険負債評価の割引率について—](#)」(2017.8.7) (以下、「前回のレポート」という) で報告しているので、こちらを参照していただきたい。

今回のレポートでは、今回 IAIS がリリースした資料のうち、ICS Version 2.0 CD について報告する。ただし、ICS Version 2.0 CD について、全体の特徴において、その概要に触れた後、具体的内容については、[前回のレポート](#)と同様に、保険負債評価に使用する割引率に焦点を絞って報告する。

¹ ICS Version 2.0 PCD 等に関連する資料については、IAIS の Web サイトから入手可能
<https://www.iaisweb.org/news/iais-releases-overall-comframe-including-ics-version-20-for-public-consultation>

² <https://www.iaisweb.org/page/consultations/current-consultations/ics-version-20/>

2—ICS Version 2.0 CD の目的・カバー範囲・今後のプロセス

ICS の位置付け等については、[前回のレポート](#)を参照していただくことにして、ここでは今回の ICS Version 2.0 CD の目的・カバー範囲・今後のプロセス等について説明する。

1 | ICS Version 2.0 CD の目的

この CD の目的については、「2020 年 1 月 1 日にモニタリング期間が始まる前、2019 年後半に予定されている ICS Version 2.0 の完了に先立ち、ICS のステークホルダーからのフィードバックを求めることである。」としている。

この CD は、ICS Version 2.0 のモニタリング期間及び ICS Version 2.0 の設計と較正の技術的側面に関連する問題をカバーしているが、とりわけ、IAIS は以下のフィードバックを求めている。

- ・参照 ICS と追加補足報告の 5 年間のモニタリング期間中の IAIS と監督者への期待。例えば、グループ全体の監督者 (Group-wide Supervisor : GWS) への非開示報告、監督カレッジとのやりとり、モニタリング期間中の IAIS の役割等
- ・参照 ICS (reference ICS) の構成要素、すなわち評価に対する市場調整アプローチ、資本リソースを定量化するための基準及び ICS 資本要件を決定するための標準的方法
- ・GWS のオプションで、GAAP 調整 (GAAP Plus) 及び内部モデルを含む ICS 資本要件の他の計算方法の追加報告
- ・国際的に活動している保険グループ (IAIGs) のための ICS の追加費用と利益

2 | ICS Version 2.0 CD のカバー範囲等

技術仕様書、テンプレート、アンケート及びフィールドカーブスプレッドシートを含んでいるフィールドテストパッケージと比較して、この文書は全てのステークホルダーを対象としている。このため、技術仕様書よりもあまり技術的でない方法で問題を記述している。また、ICS 構成要素の設計と較正の根拠と、関連する場合には考慮すべき様々なオプションについても説明している。また、この文書は、2017 フィールドテストからのいくつかの定性的な観察を含んでいる。

IAIS は、利害関係者が ICS の実施に関連する多くの質問を有していることを認識しており、可能な限り、この CD はこれらの質問に対処している、と述べている。しかし、結果がモニタリング期間や外部の第三者に依存する可能性がある問題が存在する可能性があり、これらの問題については、この CD の対象にはならないとしている。具体的には、以下の問題を挙げて、今後の対応を述べている。

①既存の監督制度から ICS への移行措置

IAIS は、規定資本要件 (Prescribed Capital Requirement : PCR) としての ICS Version 2.0 の実施に移行する際に、既存制度の移行を検討する必要性を認識している。したがって、IAIS はモニタリング期間中にこれらの問題を検討する。

②ICS が国際通貨基金 (IMF) 金融セクター評価プログラム (Financial Sector Assessment Program : FSAP) の一部となる可能性

IMF は FSAP の責任を負い、IAIS はこの問題について IMF と連絡を取り合う。

③既存の管轄グループ資本枠組みが ICS と整合的とみなされる程度

ICS は最低基準として開発されており、それは異なる資本枠組みに対する異なる変更を意味している。ICS の全体ポイントは、既存のグループ資本枠組みの間の比較可能性の欠如に対処するために、グローバルに一貫した資本基準を作成することである。各管轄区域の特定の市場状況を考慮しての最低基準としての ICS の実施は、モニタリング期間中に対処される。

- ④参照 ICS の構成要素と GAAP Plus 評価及び他の ICS 資本要件の計算方法との比較可能性
これは今後の協議で取り上げられる予定である。

3 | コンサルテーションのプロセス

IAIS は、今回、ICS Version 2.0 の協議と同時に、IAIG 監督のための共通フレームワーク (ComFrame) についても協議している。ICS は ComFrame の一部であるが、ICS Version 2.0 は 2019 年に独立文書として採択されることが以前に合意されている。

この CD のフィードバックは、2018 年 10 月 30 日までに求められる。IAIS は、CD の各セクションで提起された特定の質問に対する回答を求めている。CD の各セクションには、特定の質問でカバーされていない問題に関するフィードバックも含まれる。CD の特定の質問でカバーされていない ICS のフィードバックは、相談ツールの一般的なフィードバックセクションで提供することができる。

質問は、主にはいいえの回答の形で特定の回答が必要となるように構成されている。次に、利害関係者は、その対応を支持する根拠及び／又は証拠を提供するよう求められる。

4 | 今後のタイムテーブル

IAIS は、この CD に対する IAIS メンバー及び関係者からのコメントを注意深く検討し、必要に応じて ICS を改訂する。ICS とフィールドテストのタイムテーブルは、以下の表の通りである。

ICSとフィールドテストのタイムテーブル

日付	マイルストーン
2018年5月	2018年定量的フィールドテストの開始
2018年7月	ICS Version 2.0 CD及び包括的なComFrame協議書の公表
2018年9月	フィールドテスト提出締切り
2018年10月	ICS Version 2.0 CD及び包括的なComFrame協議書のフィードバック締切り
2019年4月	ICS フィールドテストの最終ラウンドの開始
2019年7月	2019年フィールドテストの締切り
IAIS 2019年総会	モニタリング期間中のICS Version 2.0を含むComFrameの採択
2020年初め～2024年後半	5年間のモニタリング期間
2024年11月	グループ全体での連結PGRとしてのICS Version 2.0の採択

3—ICS Version 2.0 について

ICS Version 2.0 については、今回の CD の説明に基づけば、以下の通りとなっている。

以下の内容は、基本的には、CD の該当箇所の翻訳に基づいている。

1 | ComFrame への ICS の統合

ComFrame は、IAIGs の監督の枠組みとして設計されている。ComFrame は、IAIGs の複雑さと国際的な広がり合わせた量的及び質的監督上の要件から構成されている。ICS は ComFrame の要

素の1つであり、一貫性を確保するために、フレームワークの全ての要素を網羅する統合構造を持つ包括的なフレームワークである。このため、2017年6月に、IAISは、ICSのComFrameへの統合に関して、以下の手順を踏むことに同意している。

- ・ICS Version 2.0は、2019年に独立文書として採択される。
- ・ICS Version 2.0が採択されるまで、ICP14（評価）及びICP17（資本適格）は見直されない。
- ・上記を考慮して、2019年末までにICS Version 2.0を除いたComFrameテキストが採択される。
- ・ICS Version 2.0の採択後、ComFrameテキストへのICS Version 2.0テキストの統合が行われる³。

なお、IAISは、IAIGsの質的要件と量的要件とのバランスが必要であるとのステークホルダーからのコメントを認めており、この問題は、ICSがComFrameの他の部分とどのように統合されるかの検討の一環として、さらに検討される予定である、としている。

2 | ICS Version 2.0の目標

ICS Version 2.0の目標は、監督者による実施に適したICSの提供である。ICS Version 1.0と比較して改善されたレベルの比較可能性を達成するが、おそらく最終的な目標によって想定される比較可能性のレベルではない。

- ・まだ2つの評価アプローチを含むかもしれないが、評価の差異を減らすことを志向する。
- ・ICS資本要件を計算するための標準的な方法と、以下を含むその他の計算方法の両方を認めるかもしれない。
 - 内部モデルの使用（部分又は完全）
 - 外部モデル
 - 標準的な方法のバリエーション

3 | ICSの究極の目標

IAISの究極の目標は、未だ決定されていない日までに、1つのICSが管轄区域にわたって同等の、すなわち実質的に同じ結果を達成する共通の方法論を含む単一のICS（を設定すること）である。進行中の作業は、究極の目標に向かって、ICSの重要な要素に関して、時間の経過とともにコンバージェンスを改善することを目的としている。本質を予見することなく、重要な要素には評価、資本リソース、資本要件が含まれる。

4 | ICS Version 2.0の実施：クアラルンプール（KL）合意

2017年11月2日、IAISは、管轄地域間で同等の成果を達成する単一のICSの最終的な目標を促進するために、グループ資本基準の統合への統一された道筋を発表した。この合意は、ICS Version 2.0の実施が2つの段階で行われることを明確にしている。

- ・5年間の「モニタリング期間」。ICS Version 2.0は、GWSへの非開示情報の報告や監督カレッジでの議論に使用される。
- ・「グループ全体のPCRとしてのICSの実施」

³ その後、ICS Version 2.0の5年間のモニタリング期間が合意された。したがって、ICS Version 2.0のテキストをComFrameテキストに統合することは、モニタリング期間中にICS Version 2.0を採択した後に発生する。

ICS Version 2.0 の実施には、同様に重要な 2 つのコンポーネントがある。

- ・参照 ICS の全ての IAIGs による義務的な非開示報告
- ・GAAP Plus 評価及び／又は ICS 資本要件の計算の他の方法に基づく、ICS の GWS のオプションによる追加報告

モニタリング期間中、ICS は PCR として使用されない（すなわち、ICS の結果は、監督行為を引き起こすための基礎として使用されない）。これにより、GWS 及びホスト監督者は、既存のグループ資本基準又は開発中の計算と比較して、ICS を議論し評価することができる。モニタリング期間は 2020 年から 5 年間続く。

モニタリング期間の終了時に PCR として実施されると、ICS Version 2.0 は、IAIGs 及び G-SIIIs の資本十分性の尺度となる。それは、達成されるべき最低限の基準であり、IAIS に代表を有する監督当局がそれぞれの管轄区域における特定の市場情勢を考慮して実施又は実施の提案をするものである。

IAIS は標準的な設定機関であり、管轄区域内の PCR として ICS の実施を直接命令するいかなる法的権限も有していない。ただし、IAIS の定款には、第 6 条 (6) に次の条項が含まれている。

(6) メンバーは次のことを約束する：

- (a) 協会の使命を追求する。
- (b) 特定の市場状況を考慮して、IAIS 監督材料を実施する。そして
- (c) 定期的な自己評価とピアレビューを受ける。

ICS は、グループ PCR の最低基準であり、法的単体の PCR ではない。

同時に、KL 合意は米国内での集計法 (Aggregation Method : AM) の開発を認めた。KL 合意は、「IAIS は、集計法の開発に関連する関心のある管轄区域からのデータを収集することに合意した。これは ICS Version 2.0 の一部ではないが、IAIS はこの開発の意義を高く評価し、集約法の開発を支援する関心のある管轄区域からのデータを収集する。このアプローチを通じ、IAIS はモニタリング期間末までに、集計法が ICS に匹敵する、すなわち実質的に同じ（最終的な目標の意味で）結果を提供するかどうかを評価することを目指す。そうであれば、それは PCR としての ICS の実施のための結果同等のアプローチと見なされるだろう。

IAIS は、基準の開発／定義にコミットしており、モニタリング期間末までに、比較可能性、則ち ICS と（最終的な目標の意味において）実質的に同じ結果であることを評価する立場にある。IAIS メンバーは、2018 年末までにこのプロセスへのインプットを提供することが求められる。この問題に関する内部ディスカッションは、ICS Version 2.0 の採択日である 2019 年 11 月より前に開始される。

5 | 参照 ICS のコンポーネント

参照 ICS の全ての IAIGs による義務的な非開示報告は、以下に基づいて行われる。

- ・単一の割引アプローチによる市場調整評価 (MAV)
- ・資本要件のための標準的方法
- ・資本リソースの適格基準に関する収束基準

参照 ICS は、モニタリング期間中、IAIGs 全体にわたり、また時間の経過とともに、比較のための

基礎を提供する。参照 ICS には、限られた数の解決できない問題に対する国の裁量が含まれる可能性がある。国の裁量を使用される場合、これらの国の裁量の影響は調和可能でなければならない。

モニタリング期間中、各 GWS は参照 ICS の報告を確実にする必要がある。これは、ICS 開発プロセスの結果へのフォーカスをサポートするために必要となる。GWS が必要とする場合には、追加報告からの結果を評価するために、共通の参照ポイント、したがって参照 ICS が必要となる。参照 ICS を有することは、モニタリング期間末までに、GAAP Plus 及び／又は他の方法が ICS に含まれているかどうかを評価及び結論付けるための基礎を提供する。

参照 ICS と追加報告の計算は負担となることを意味するものではなく、単純化の使用、前提条件と代替の簡素化による既存のシステムとプロセスからの活用が可能であるべきである。しかし、モニタリング期間が進むにつれて、単純化が少なくなり、前提及び代替が簡素化されるはずである。モニタリング期間中に監査と保証の要件はない。

4—ICS Version 2.0 CD の概要

この章の内容についても、基本的には、CD の該当箇所の翻訳に基づいている。

1 | 単一の割引アプローチによる MAV

MAV は、安定した比較可能な IAIS が開発した評価基準として構築されたため、参照 ICS の評価アプローチとして選択された。

IAIS は、通貨間の現在推計の計算の一貫性を保証するために、単一の割引アプローチを用いた MAV が必要であると考え。提案されたアプローチの下では、IAIGs は、以下に基づいて調整された曲線を用いて保険負債を割り引く。

- ・リスク調整済みの流動性のある金利スワップ又は国債（リスクフリー利回り曲線）
- ・リスクフリー利回り曲線の調整

ICS プロジェクトが開始されて以来、リスクフリー利回り曲線への調整のためのいくつかの異なる選択肢がフィールドテストと協議の対象となっている。2014 年及び 2016 年の ICS CD 及び ICS フィールドテストで得られたフィードバックを基に、IAIS は 2018 年の ICS Version 2.0 のフィールドテストを 3 バケットアプローチに焦点を当てて、保険負債を割引いている。これは、IAIS が、異なる保険商品の資産負債管理 (ALM) の違いを考慮して適切な監督上の制約を有する割引方法を開発することを目指しているためである。

リスクフリー利回り曲線の決定に関する技術的詳細及びリスクフリー利回り曲線への調整のための 3 バケットアプローチについては、後のセクションで説明する。

2 | ICS 資本要件の標準的な計算方法

ICS ソルベンシー比率の決定に使用される資本要件のための比較可能な基礎を提供するために、ICS リスク費用の計算のための標準的な方法が必要となる。提案されている標準的な方法は、ファクターベースのアプローチ又は IAIS が規定するファクター及びストレスを有するストレスアプローチを用いて、特定のリスクに対する ICS リスク費用を決定する。1 つの例外はカタストロフィーのリス

クであり、これはモデルベースのアプローチを使用することができる。その後、所定の相関行列を使用して、全てのリスク費用を集計し、リスク間の分散化効果を認識する。

標準的な方法では、1年間にわたって 99.5%の VaR の目標基準を使用する。

3 | 資本リソースの適格基準のコンバージェンス基準

参照 ICS ソルベンシー比率の決定に使用される資本リソースのための比較可能な基礎を提供するために、資本リソースの適格基準に関するコンバージェンス基準が必要となる。提案された資本リソースの枠組みは、全ての潜在的資本リソースの性質、品質、適合性の評価を通して、適格資本リソースを決定する。損失吸収能力、従属性、損失を吸収する可用性、耐久性、偶発的費用と義務的サービシングコストの両方の欠如、の 5 つの主要原則に焦点を当てた 2 段階アプローチが用いられている。

ICS Version 2.0 の 2018 年フィールドテストで設定された資本リソースの適格基準が改訂された。特に：

- Tier2 の資本リソースに関する特定基準は、特定の状況下で構造的従属性を認識するよう洗練された。
- Tier 1 制限のサープラスノートや基金 (Kikin) などの相互会社に固有の手段を認識するために、永続性に関連する Tier 1 制限基準が相互 IAIGs に対して洗練された。

コンバージェンス基準に関連する 1 つの重要な未解決事項は、継続企業で引き起こされる可能性のある期限繰上げ条項を含む負債証券が Tier2 の資本リソースとして認識されるべきかどうか、という問題である。

4 | 追加報告

ICS Version 2.0 はまた、GWS のオプションで、GAAP Plus 評価及び/又は他の ICS 資本要件の計算方法に基づく ICS の追加報告を含む。

参照 ICS と、ICS Version 2.0 内の GWS のオプションによる追加報告は、同様に重要な要素である。GAAP Plus と ICS 資本要件のその他の計算方法は、モニタリング期間末までに ICS に含めると考えられる実行可能なオプションである。GAAP Plus の評価は、管轄区域に適用される様々な GAAP に基づいており、一部は翌年に変更される可能性がある。これが、参照 ICS の評価手法として MAV が選ばれた理由の 1 つであった。

5 | GAAP Plus

GAAP Plus は、現在改正されつつある管轄会計規則 (IASB 及び FASB) と密接に関連している。これらの改正は、評価におけるさらなるコンバージェンスを促進するけれども、新しい規則のタイミングは、GAAP Plus の開発を 2020 年を超えて続けることを要求することになる。それはそれとして、GAAP Plus は、2020 年及び 2021 年の (IFRS 及び US GAAP に対する) 開発及びフィールドテストを引き続き継続する。日本の GAAP は、2020 年に始まり、参照 ICS とともに、元の 5 年間のモニタリング期間を維持する。

6 | その他の ICS 資本要件の計算方法 (「その他の方法」)

モニタリング期間中のその他の方法の追加報告の範囲は資本要件に限定されている。つまり、評価や資本リソースは、他の方法の結果として変化することではなく、ICS 標準法に使用されるものと同じである。他の方法は、標準的な方法と同じレベルの保護を提供しなければならず、1年間の期間にわたる 99.5%の VaR の目標基準を有する。さらに、他の方法は、ICPs と ICS 原則を満たすことができないなければならない。

内部モデルは、GWS のオプションで、モニタリング期間中に追加報告が許可される他の方法の 1 つの形式である。

IAIS はまた、モニタリング期間中の追加報告のために、内部モデルに加えて、以下を含む、その他の可能な方法を検討している。

- ・ IAIG 固有のファクター
- ・ ダイナミックヘッジ
- ・ 監督者所有及び管理の格付け評価プロセス

これらの他の方法が PCR としての ICS Version 2.0 の実施に含まれるかどうかについては、モニタリング期間終了時まで決定される。

モニタリング期間中に他の方法の追加報告に参加するために、IAIGs は一定の必須条件を満たすことが期待される。検討中の必須条件のリストに対する、それぞれの可能性のある他の方法については、該当するセクションを参照のこととしている。

7 | コスト増と便益

IAIS は、ICS を PCR として採択すると、コンバージェンス費用や進行中の年間費用など IAIGs への追加費用が発生することを認識している。

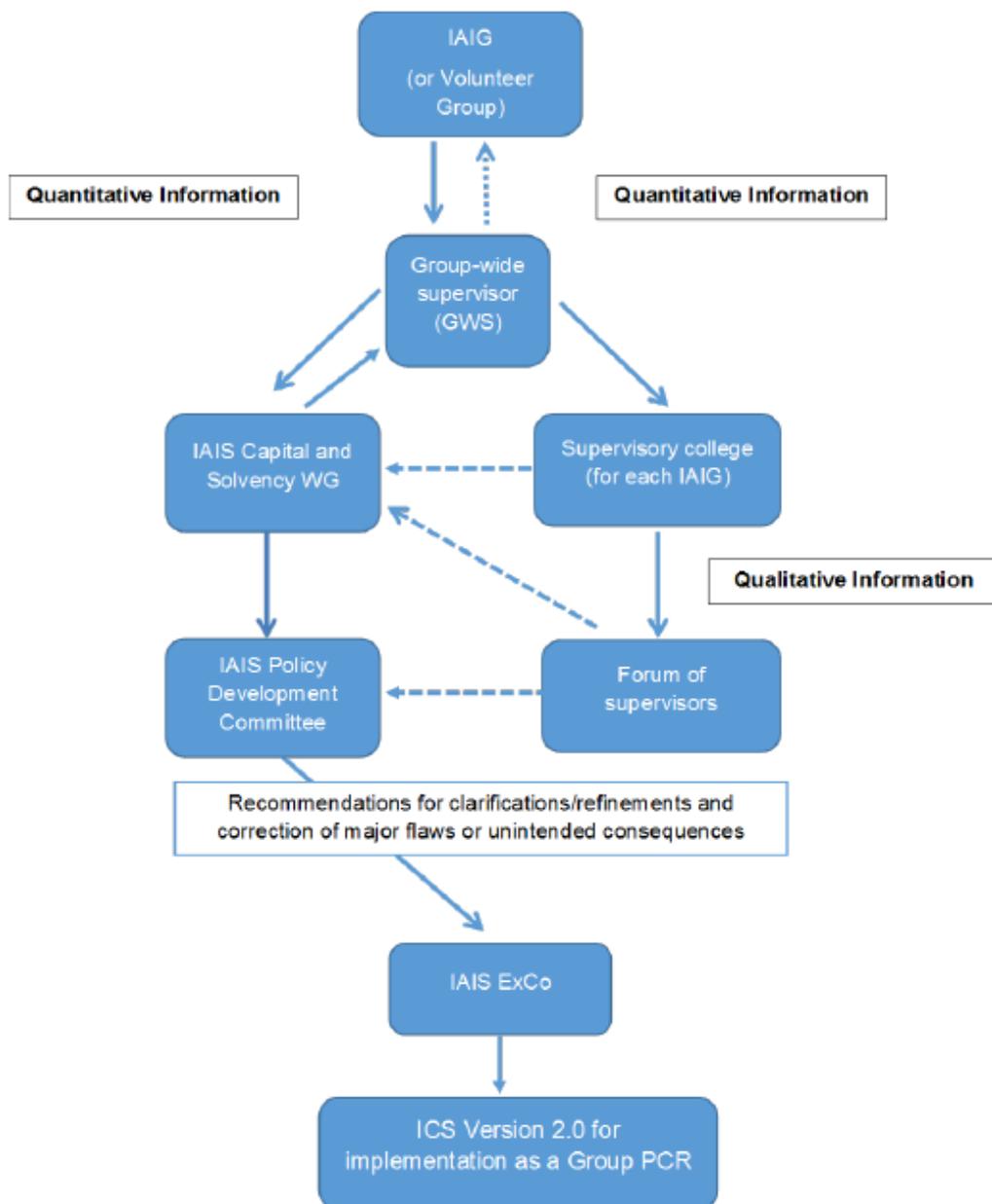
IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のための公正で安全で安定した保険市場を開発し、維持し、世界の金融安定に貢献するために、効果的かつグローバルに一貫した保険業界の監督を促進することである。ICS の開発は IAIS の使命と一致しており、ICS を PCR として採択することは、IAIGs や保険契約者に利益をもたらす、金融安定と消費者保護に関連する利益をもたらすと想定されている。

8 | モニタリング期間

2018 年から 2019 年まで継続するフィールドテストの目的と、モニタリング期間中の非開示報告との間には大きな違いがある。フィールドテストの間、毎年重要な設計と較正の変更が行われ、場合によっては様々なオプションがテストされた。フィールドテスト期間では、各フィールドテストで ICS の全てのコンポーネントが議論された。これは、テスト段階にあるプロジェクトと一貫している。2019 年、IAIS は、非開示報告のために ICS Version 2.0 を含む ComFrame を採択する予定である。これは重要なマイルストーンであり、GWS のオプションで、参照 ICS と追加報告の両方に対する ICS Version 2.0 のコンポーネントの設計と較正に関する IAIS の承認を伝えることになる。それゆえ、参照 ICS と追加報告に対する安定期間がある。しかし、これは、ICS の進行中の開発を改善するために、モニタリング期間中に特定された重大な欠陥又は意図しない結果の明確化／改良及び修正の可能性を排除するものではない。

以下のフローチャートは、モニタリング期間がどのようにワークするのかのスケッチを示している。

Figure 1: Monitoring period process



(出所) IAIS 「リスクベースのグローバルな保険資本基準 Version2.0 公開協議文書 (CD)」より

(1) グループ全体の監督者 (GWS) の役割

全ての IAIGs は、5 年間のモニタリング期間に参加すること及び、最低限、参照 ICS を計算するために必要なデータを提供することが期待されている。KL 合意は、参照 ICS の全ての IAIGs による義務的な非開示報告を要求している。つまり、これは、ICS Version 2.0 の報告—参照 ICS と、もし GWS が望む場合は追加報告（則ち、GAAP Plus ベースの ICS 及び／又は資本要件から導かれた他の方法を用いた ICS）—を保証するのは GWS の責任である、ことを意味している。

各 GWS の管轄区域は、報告が法的及び規制上の枠組みに適した方法で行われることを確実にする必要があり、各 GWS は、ICS の結果が指定されたとおりに報告されることを達成することが期待される。管轄区域に応じて、これを実現する方法の範囲が想定されている。

- ・ 1 つは、GWS と IAIG との間の報告の合意
- ・ もう 1 つは、法律で定められている法的要件

5 年間のモニタリング期間の開始前に、GWS は IAIGs とモニタリング期間中に追加の報告を要求するかどうかについて議論する必要がある。モニタリング期間が進むにつれて、GWS が参加のコストと便益を評価するにつれて、追加報告への参加が変わる可能性がある。

ICS フィールドテストへの参加は公開されない。ボランティアグループの公開リストは存在しない。追加報告への参加を含む、IAIGs によるモニタリング期間への参加も非開示保持されることが想定されている。

ICS フィールドテストと同様に、ICS の継続的なモニタリングのために IAIS にデータテンプレートを提出するのは IAIG ではなく、GWS になる。提出に先立って、GWS は、管轄法の下でデータ提出を行うことができる範囲で、少なくともデータ提出に関して合理性チェックを実施すべきである。GWS がデータ提出の内容に満足したら、議論のため、IAIG の監督カレッジに要約結果の報告書を提出すべきである。

GWS と IAIS の間には、両者とも IAIG が提供する非開示データへのアクセス権があるため、フィードバックループが存在するはずである。GWS は、参照 ICS と追加報告の妥当性に関する IAIS への定量的かつ定性的なフィードバックを提供する上で重要な役割を果たすであろう。

(2) IAIS の役割

モニタリング期間中の ICS Version 2.0 のフィードバックを評価するためには、これらのインプットの分析を専門家が実施する必要がある。したがって、資本とソルベンシーのワーキンググループ（「ワーキンググループ」— もはやフィールドテストは行われぬことに注意）は、IAIS によって、以下の（網羅的でない）責任リストによって維持される。

- ・ ICS データを収集するテンプレートを GWS に提供する。
- ・ IAIG と GWS の質問には、正式な Q&A のプロセスを通して対処する。
- ・ 必要に応じて、報告要件を改訂する。
- ・ 技術的パラメータ（例えば、利回り曲線）を提供する。
- ・ モニタリング期間の最初の 2 年間における GAAP Plus のさらなる開発（IFRS 及び米国 GAAP に基づく）
- ・ 各 IAIG からの ICS データの収集を組織し、データクリーニングと技術的なフィードバックの目的で（GWS を介して）連携する。
- ・ 参照 ICS 計算の結果及び追加報告の年次分析を行う。
- ・ ステークホルダーとの関わり
- ・ モニタリング期間の結果について IAIS に定期的に通知する。

- ・モニタリング期間末までに、追加の報告項目（GAAP Plus 及びその他の ICS 資本要件の計算方法）を評価するための技術基準を策定する。そして
- ・ICS Version 2.0 を PCR として実施する前に、必要に応じて、重大な欠陥や意図しない結果の解明と修正について、政策開発委員会（Policy Development Committee : PDC）に勧告する。

IAIGs からこのデータを引き続き収集するために、IAIS は、フィールドテストのために現在実施されているものと同様の法的枠組みを使用する。これにより、GWS は IAIS にデータを提出することができる。

ワーキンググループは、モニタリング期間中に参照 ICS 及び追加報告に関するフィードバックを受け取るために、専用ワークショップを通じて IAIGs との交流を維持する。

また、ワーキンググループは、以下を含むその他の資本関連業務を担当する。

- ・ICP 14（会計・監査ワーキンググループと連携して）及び ICP 17 の改訂を親委員会の PDC に提案する。この作業は、ICS Version 2.0 のモニタリング期間の開始後にスタートする。
- ・PCR として実施する前に ICS を ComFrame に統合する。そして
- ・ICS リスク費用のための較正の改善を目的としたデータ収集テスト。この目的のために提出されたデータは、監督カレッジで議論する必要はない。

モニタリング期間中に ICS Version 2.0 の実施を議論することに焦点を当てる権限を有する監督者のフォーラム（ホームとホストの両方の監督者から構成される）が設定される。これは、年1回のフィジカルミーティングと、電子メールや電話会議で意見を交換するネットワーク形式で組織される。これには、組織と支援のための IAIS のリソースと、ICS の結果を分析し、監督カレッジで議論することにおいて直接の経験を有する最前線の監督者を送るという IAIS メンバーからのコミットメントが必要となる。上級監督者フォーラム（Supervisory Forum）のような他の既存のフォーラムの関与も設定され、必要に応じて、後者の権限とメンバーのリソースに反映させる必要がある。この監督者フォーラム（事務局のサポート付き）は、ICS に関する最前線の監督者の経験に関する PDC の報告書を作成する責任がある。監督者フォーラムは、また、ワーキンググループが非開示の IAIG レベルのデータを見ることができると、より細かいレベル（例えば、IAIG レベルの情報）でワーキンググループにも同じ資料を提供する。

PDC と ExCo（Executive Committee）の役割は、モニタリング期間中も同じままである。ICS Version 2.0 への変更に関するワーキンググループの勧告は、まず PDC で、次に ExCo で議論されなければならない。

(3) 監督カレッジの役割

モニタリング期間中、監督カレッジが重要な役割を果たす。IAIG の監督カレッジのメンバーは、モニタリング期間中に GWS に報告された参照 ICS について議論し、評価することが期待されている。モニタリング期間中に GWS が IAIG に追加報告を要求する場合、IAIG の監督カレッジのメンバーは、追加報告について議論し、評価する。GWS が提供する要約結果は、監督カレッジが参照 ICS と追加報告について議論し、評価するのに十分なものでなければならない。

参照 ICS の評価、及び該当する場合、追加報告には、以下が含まれていなければならない。

- ・既存のグループ資本基準又は開発中の計算との比較
- ・IAIGの重大なリスクがどの程度捉えられているか。
- ・必要とされる計算の妥当性と実用性。そして
- ・IAIGによる措置の実施における困難

この目標を達成するために、IAISはGWS及びホスト監督者からのフィードバックと意見を収集する。これを行うために、IAISは、個々のIAIGの監督カレッジの議論に基づいて、GWS及びホスト監督者からの書面によるフィードバックを収集するための確実な手段を提供する。

(4)移行措置

モニタリング期間中、IAISは、モニタリング期間の終了後にICSをPCRとして実施する管轄区域を支援する経過的取扱（例えば、適格資本に関する）を検討する。例えば、影響を受ける保険グループに想定されるシステム変更の程度に応じて、新しい要件の段階的導入を可能にすることは珍しいことではない。関連する管轄区域で採択されるために必要な法律及び／又は規則が必要な場合、実施のための移行期間も一般的である。

5— ICS Version 2.0 CD の具体的内容—保険負債評価の割引率—

この章では、今回のICS Version 2.0 CDのうち、保険負債評価に使用する割引率の設定に焦点を絞って報告する⁴。

基準となる参照ICSの評価としては、「市場調整価値(Market Adjusted Valuation:MAV)」が規定されている。これ以外に、GWSのオプションによる追加報告という形で、「GAAP調整(GAAP with Adjustments(GAAP Plus))」での報告が認められている。

1 | 市場調整評価 (MAV) アプローチ

(1)概要—ICS Version 1.0からの主たる変更点—

ICS Version 1.0においては、基本イールドカーブの調整のオプションについて、以下の3つのオプションが認められていた。これらのオプションの詳細な内容は、前回のレポートを参照していただきたい。

- ①ブレンドオプション (Blended Option)
- ②高品質資産 (HQA) オプション (High Quality Assets Option)
- ③ガードレール付きの自己資産 (OAG) オプション (Own Assets with Guardrails Option)

今回のICS Version 2.0 CDにおいては、これらの3つのオプションに代わって、新たに「3バケットアプローチ」と呼ばれる方式が提案されている。

(2)基本イールドカーブ

⁴ この章の説明は、あくまでも「リスクベースのグローバルな保険資本基準 Version2.0 公開協議文書」に基づいているが、さらに詳しい内容については、2018 Quantitative Field Testing Package 中の「Technical Specifications (技術仕様書)」等を参照していただきたい。

2015年のフィールドテスト以来、割引のために取られているアプローチは、最も取引される35の通貨の利回り曲線を規定し、既定の利回り曲線でカバーされていない他の市場で活動するボランティアグループの利回り曲線を決定する方法論を提供することである。

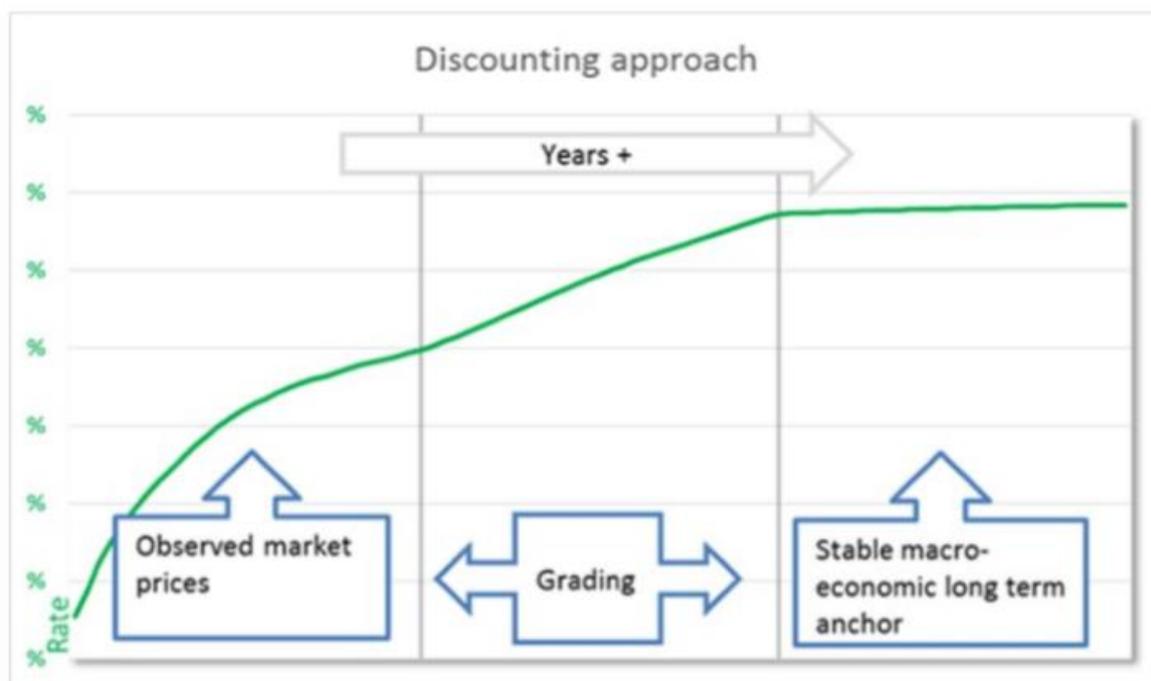
通貨別に規定された利回り曲線は、以下の方式で決定される。

- a. (通貨に応じてスワップ市場データ又は国債市場データのいずれかを使用して) 基本イールドカーブを決定する。
- b. その基本イールドカーブに調整を適用する。

ここで、基本イールドカーブの設計は、以下の3つのセグメントで行われる。

- a. セグメント1：最終観察期間 (Last Observed Term : LOT) で終了する市場情報に基づく流動セグメント
- b. セグメント2：第1セグメントと第3セグメントとの間の補間/グラデーション。そして
- c. セグメント3：(収束)：イールドカーブに暗黙のフォワードカーブが収束する LTFR (Long Term Forward Rate : 長期フォワードレート)。LTFRは、マクロ経済的手法を用いて決定される。

基本イールドカーブの現在のデザイン



(出所) IAIS 「リスクベースのグローバルな保険資本基準 Version2.0 公開協議文書 (CD)」より

2018年フィールドテストと ICS Version 2.0 では、IAIS は基本イールドカーブを決定するための方法論を規定している。この方法論は CD とは別の文書 (「2018年フィールドテスト技術仕様書」のセクション 6.3.15.2 及び「ICS Version 2.0 のための IAIS 基本イールドカーブ手法」) としてリリースされ、2017年まで使用されたアプローチと比較していくつかの変更が行われている。具体的には、以下の通りである。

- a. セグメント 1 の商品の選択を通知するための基準セットが提案され、ローカル金融市場の特性をよりよく反映する商品を管轄地域の監督当局が選択するのに十分な柔軟性を可能にした。
- b. セグメント 1 の終わりを設定する LOT は、もはや 30 年にキャップされないが、選択された商品の市場の取引量が多く、流動性があり、透明であるとみなされる最後の満期を反映する。
- c. セグメント 2 の長さは、60 年後に全ての通貨について終了するようには設定されていない。代わりに、(1) 収束期間が十分に長い期間（最低 30 年）続くこと、及び (2) 収束点があまりに早く発生しないこと（最低限の 60 年満期）。
- d. LTFR の決定は依然としてマクロ経済的アプローチに従っているが、その構成要素は変更されており、その決定方法も変わっている。これまで、LTFR の構成要素は、長期経済成長期待と長期インフレ期待であったが、これは OECD の研究から得られたものである。修正された方法論では、長期成長期待は、将来の資産回収のためのより良い代替になることから、期待実質金利に置き換えられている。また、両方の LTFR コンポーネントを決定する方法論は、外部の研究に頼るのではなく、データ駆動型になっている。フィールドテストで IAIS がカバーする 35 の通貨全てに利用可能なデータがないため、実質金利パラメータには平均が使用された。
- e. LTFR の更新を反映する方法論も新しい方法論で確立されている。以前は、IAIS が LTFR 構成要素の変化をどのようにして基本イールドカーブに反映させるのかは明らかではなかった。新しい方法論は LTFR の年次変動の制限を設定し、その重要な特徴の 1 つであるこのパラメータの安定性を確保している。

改訂された方法論は、とりわけ、IAIS によって基本イールドカーブが決定される方法に関して、IAIGs 及び利害関係者に透明性をもたらすことを目指している。また、IAIGs は、フィールドテストに含まれているグループに含まれていない通貨の基本イールドカーブを一貫して決定することができることになる。

(3)基本イールドカーブの調整－3バケットアプローチ

2018 年フィールドテストと ICS Version 2.0 では、IAIS は、監督と業界の両方に対処するバランスの取れたソリューションを提供するために、近年テストされた様々な方法の特徴を組み合わせることを目的とした 3 バケットアプローチの開発にその作業を集中させたと述べている。

3 バケットアプローチは 3 つのバケットで構成されており、保険負債を 3 つの異なるカテゴリに分け、それぞれの機能に応じて異なる調整方法が適用される。

- ・トップバケットは、グループの資産構造と特定のスプレッドに依存するため、最もエンティティ固有である。IAIG が実際にその自己資産を満期まで保有し、それゆえ保険負債の割引に用いられているスプレッドを獲得できることをある程度保証する、最も限定的な基準を満たす負債にのみ適用すべきである。基準は、2018 年フィールドテスト技術仕様書で定義されている。
- ・ミドルバケットは、トップバケットと一般バケットのバランスをとることを目指している。それは依然として適用可能な一連の基準を満たす負債を必要とするが、この基準は多くの面でトップバケットと比較してより緩和されている。ミドルバケットは、IAIG 自身の資産構造に基づいて加重された市場スプレッドを使用して、市場及びグループ固有のインプットをミックスする。

・一般バケツは、他のバケツに設定されている基準を満たさない保険負債に使用できるキャッチオール（あらゆるものを含む）バケツである。したがって、（関連する通貨に対して）IAIG市場全体について決定されたスプレッド及びポートフォリオ構造の両方を使用して、市場全体で計算される。

①トップバケツ（Top Bucket）

トップバケツの調整は、IAIGの自己資産保有とそれぞれのスプレッドに基づいて、所定の適格基準を満たすポートフォリオについて計算される。この調整は、保険負債の償却までの基本イーロードカーブへの平行シフトとして適用される。これは、これがLOTを超えている場合でも同様である。

トップバケツは適格資産の概念を適用する。つまり、指定されたカテゴリ（主に固定利回り資産）の資産のみがスプレッド調整の計算に役立つ。ICSカテゴリ4以下の格付け資産には、ICSカテゴリ4資産のスプレッドが割り当てられる。

トップバケツでは100%の適用比率が使用される。

②ミドルバケツ（Middle Bucket）

ミドルバケツ調整は、IAIGの自己資産保有額（複数代表ポートフォリオの加重平均（WAMP）方法論）によって加重された市場スプレッドに基づいて、所定の適格基準を満たすポートフォリオについて計算される。これらの資産がヘッジされ、ヘッジコストが控除されている場合には、外貨建の通貨から得たスプレッドを考慮することができる。

ミドルバケツは適格資産の概念を適用する。つまり、指定されたカテゴリ（主に固定利回り資産）の資産のみがスプレッド調整の計算に寄与する。ICSカテゴリ4以下の格付け資産には、ICSカテゴリ4資産のスプレッドが割り当てられる。

適格基準の厳格な性質を反映し、スプレッド計算におけるベシスリスクが高いことを反映するため、ミドルバケツは90%の適用比率を使用する。

③一般バケツ（General Bucket）

一般バケツは、市場全体のスプレッドと代表的なポートフォリオに基づいて計算されるため、特定のIAIGによって適用された場合に高いベシスリスクが組み込まれる。

一般バケツは、トップ及びミドルバケツの基準のいずれも満たさない全ての保険負債に適用され、80%の適用比率の対象となる。

構築方法論に起因する潜在的なベシスリスクを軽減するため、2つのベシスリスク緩和メカニズムを組み入れている。これは、(1)負債とは異なる通貨建ての資産の保有と、(2)構成する管轄区域の各々で観測されるスプレッドレベルと比較した時に、通貨組合せについて計算された平均調整額の間の大きな差異、の重要な影響を、調整において反映することを目的としている。

一般バケツは適格資産の概念を適用する。つまり、指定されたカテゴリ（主に固定利回り資産）の資産のみがスプレッド調整の計算に寄与する。ICSカテゴリ4以下の格付け資産には、ICSカテゴリ4資産のスプレッドが割り当てられる。

さらに、IAISは、LTFRのレベルでのスプレッド調整の較正を検討している。

以前は2018年フィールドテストでも10bpsのプレースホルダー較正が使用されていた。プレースホルダー較正の妥当性については、様々な見解がある。

2017年、ボランティアグループの一部は、このプレースホルダーを放棄し、代わりにLTFRの調整を過去のデータに基づいて較正することをIAISに提案した。

下記で述べる方法論に基づき、以下のスプレッド調整が、(基準点における)LTFRに適用される通貨のサンプルについて決定された。

通貨	全てのデータ (1997~2017)	金融危機 (2008/06~2009/06) 除き
カナダドル	85	69
中国元	68	N/A
ユーロ	41	37
英国ポンド	66	60
日本円	7	6
韓国ウォン	46	39
マレーシアリンギット	143	142
シンガポールドル	35	N/A
タイバーツ	48	N/A
米ドル	106	98

上記表のスプレッド調整は、通貨ベースで、以下のステップを用いて導出されている。

- 信用格付け (AAA、AA、A、BBB 及びそれ以下) 及び満期 (例えば1~3年、3~5年、7~10年、10~15年、15年以上) 毎の過去のスプレッドデータは、パブリックデータソースから得られた。
- IAISが規定した信用格付けによるリスク調整が、満期及び信用格付け毎のリスク調整済みの過去の社債スプレッドを得るために、適用された。
- (レビュー中の全ての年と、代わりに2008年6月から2009年6月までの金融危機期間を除いて) 満期及び信用格付けによる過去の社債スプレッドが平均化された。
- 短期/中期/長期の債券配分 (例えば、USDの場合、1~7年で5%、7~15年で45%、15年以上で50%など) に関する前提を設定して、信用格付け毎の平均過去社債スプレッドが決定された。
- 前のステップで決定されたリスク調整済みスプレッドを、社債の代表的なミックスに適用することにより、全体的なスプレッドを計算した。ここで、代表的なミックスは、2018年フィールドテストの技術仕様書の3バケットアプローチのミドルバケットで特定されているように、WAMP方法論に基づいている。

これについては、IAIS加盟国の間でも意見が分かれており、この考え方を指示する国とこの提案に同意せず、むしろいかなるスプレッド調整もLTFRに追加すべきでない(0bps)ことを支持している国もある。

IAISは、様々な意見を調整する方法を引き続き検討する、としている。

(4) 基本フィールドカーブへの調整のオーバーシュートの可能性

MAV 割引率調整の開発は、検討中の多数の目標とインセンティブを考慮すると、複雑なプロセスである。

調整の一般的な目的は、金融市場における信用スプレッドの過大な期間による、資本リソースの潜在的に過度なボラティリティを緩和することである。また、シンプルさと正確さのバランスをとることを目指している。同時に、調整は、高利回り（したがってリスクの高い）資産への投資に対するインセンティブの導入を避けるために、いくつかのガードレールを組み込んでいる。

3バケットアプローチは、3つの異なる方法論（バケット）と一連の定量的及び定性的な制約（例えば、トップとミドルバケットの適格基準、資産適格性コンセプト、ICS 格付けカテゴリ 4 のガードレール又は適用比率）の組み合わせを通じて、これらのコンフリクトを起こす目標の間の良好なバランスを達成することを目指している。

3バケットアプローチの一般バケットに指摘されている最も一般的な批判の1つは、各 IAIG の特定の資産保有から大きく逸脱する可能性のある、通貨規模の代表ポートフォリオの使用により導入されるベシスリスクの程度である。これは、スプレッドストレスに対する資産及び負債の反応が連携されず、ストレス期間において利益が出現（オーバーシュート）したり、損失が高すぎると見なされるケース（過剰な資本リソースのボラティリティ又はアンダーシュート）のような直観に反する結果を生じさせる状況につながる可能性がある。

2017年フィールドテストの結果は、相当数のボランティアグループにとって、スプレッドが拡大すると資本リソースが増加することを示した。このような場合、負債の価値の低下は資産の価値の下落を上回り、信用スプレッドの調整メカニズムは実際には「オーバーシュート」している。トップバケットは資産と負債の密接なつながりに基づいているため、オーバーシュートは一般バケットの設計に起因していた。

理論的には、このオーバーシュート効果には2つの要因がある。まず第1に、特定の会社が代表的なポートフォリオと比較して比較的安全な債券ポートフォリオを保有しているという事実によって、それは推進され得る。これは、資産のスプレッドの変動が、負債の価値の変動を計算するために使用されるスプレッドの変動よりも小さいことを意味する可能性がある。第2に、会社の負債が、その実質的な資産よりも（実質的に）より長いデュレーションを有するという事実によって、オーバーシュートが引き起こされる可能性がある。調整は、負債を割引くために曲線全体に適用されるので、調整は、たとえ会社の債券ポートフォリオの、信用格付けが代表ポートフォリオの信用度と全く同じであったとしても、オーバーシュートする可能性がある。

IAIS は、代表的なポートフォリオアプローチが一般バケットにとって適切であると考えているが、高利回り資産に投資するインセンティブを避けるため、この方法論によって導入される可能性のあるインセンティブについて懸念がある。

より具体的には、負債が資産より（かなり）長いために信用スプレッド調整がオーバーシュートすると、会社は実際には高利回り資産に投資することによって資本リソースの変動を減らすことができる。このようにして、法的枠組みは、評価の影響がより低い信用度の資産ポートフォリオに起因する

リスク負担の増加を上回る場合に、より高利回りの資産へのエクスポージャーを増加させるように、会社にインセンティブを与えることができる。

2 | GAAP 調整アプローチ (GAAP Plus)

(1)概要—GAAP Plus の位置付け—

IAIS は、KL 合意セクション 2.5 に規定されているように、GAAP Plus の報告は、2019 年のフィールドテストと ICS Version 2.0 の採択に続くモニタリング期間（2020 年～2024 年）のオプション的な ICS 非開示報告の構成要素となることを決定した。KL 合意は、GAAP Plus は ICS の下で実行可能な選択肢のままであるが、監督者の要請に応じてのみ非開示報告に含まれると規定している。

また、IFRS 及び米国 GAAP に基づく一定の会計基準の変更は、GAAP Plus の設計に重要な影響を与える。これに対応して、IAIS は米国及び IFRS GAAP Plus アプローチのフィールドテストを 2 年間、モニタリング期間（2020 年と 2021 年）に延長することを決定した。これにより、米国 GAAP 及び IFRS の下でのボランティアグループの報告に、保険負債の評価、資産分類／測定及び信用減損に関連する新しい会計規則を採択し、IAIS がこれらの新しいルールを考慮した GAAP Plus のアプローチを開発する時間を与えることになる。日本の GAAP Plus のタイムラインは影響を受けておらず、元のタイムラインと引き続き整合し、2019 年のフィールドテストを終了し、2020 年にモニタリングと非開示の報告を開始する。

(2)設計とアプローチ

GAAP Plus の出発点は、IFRS、米国又は日本の GAAP 又はそれぞれの IAIG に適した法定ベースにかかわらず、監査された一般目的の連結グループ財務諸表である。

GAAP Plus（セクション 7.4）に関する 2018 年フィールドテスト技術仕様書は、ICS GAAP Plus 貸借対照表に到達するために必要な調整の概要を説明している。調整は、連結グループ報告の目的で使用される基礎となる管轄 GAAP に基づいて異なる。各管轄 GAAP Plus アプローチは、以下の原則に基づいて開発された。

- MAV アプローチと同様に、GAAP Plus で規定されている調整は、貸借対照表上の最も意味ある重要な項目、具体的には保険関連負債と投資資産のみに対処すべきである。比例原則が適用される。
- 可能な限り、調整は、基礎となる監査済 GAAP 財務報告書の金額、あるいは独立した外部監査の対象となるプロセス及び／又はシステムから生じる金額に基づくべきである。その目的は、各 IAIG の既存の GAAP ベース、報告プロセス、関連する内部統制ならびに監査機能を所与として、実行可能でありかつ独立した保証のレベルで、必要な調整を導出することである。
- 投資資産は、IAIG の監査済 GAAP 財務諸表の報告残高と一致する基準で評価されるべきである。
- 保険負債（及び再保険資産／負債）は、IAIG の監査済 GAAP 財務諸表の報告残高と整合的なベースで評価され、既存の管轄 GAAP とそれに由来する指示された調整を用いて、実行可能な程度まで、（ICP 14 評価の下で定義されたように）現在推計を近似する割引キャッシュフローを作成するために、必要に応じて調整された基準で評価されるべきである（現在推計に関する追加の詳細情報については ICP 14.8 を参照のこと）。

- ・保険資産及び負債は、非経済的ボラティリティが最小限に抑えられるように一貫して扱われるべきである。会社間の比較可能性を達成するためには、特定の負債及び資産の評価をいくつかの管轄 GAAP のために調整するために資本リソースを調整する必要がある。他の場合には、この目的は、保険負債を割り引くために使用される利回り曲線の調整を通じて達成される。
- ・自己資本と控除—資産と負債の一貫性のある取扱と非経済的ボラティリティに対処するために、管轄区域 GAAP を調整するだけでなく、ICS 資本に関する全ての調整は、他のアプローチと同様に GAAP Plus にも等しく適用する必要がある。
- ・税効果—繰延税金は、MAV アプローチの場合と同じ取扱にする必要がある。

なお、CD は、各項目の調整に対する考え方等を述べているが、ここでは「保険負債」に関する内容だけを報告する。さらに、日本の GAAP Plus に関しても説明されているが、ここでは報告しない。

保険負債は、保険コア原則 14 - 評価 (ICP 14) に記載されている現在推計の定義に適合するように調整される。GAAP Plus 調整は、準備金に埋め込まれた不利な乖離に対するマージンや引当金を取り除き、全ての現在の情報を考慮に入れるために前提条件を更新する役目を果たす。MAV とは対照的に、GAAP Plus は、割引前提を所定の利回り曲線やレートで置き換えない。むしろ、各管轄区域において、どのような割引が実施されるべきかに関して特定することに、管轄区域の GAAP 規則及び業界実務者 (公認会計士及びアクチュアリー) に依存している。

GAAP Plus の下でこのアプローチをとることを決定する際に考慮されたトレードオフがある。異なる会計ルールを適用している IAIGs 間の比較可能性の欠如につながる可能性があるローカル GAAP が割引に対処する方法に違いがあるかもしれない。しかし、GAAP Plus の下では、ローカル割引アプローチを使用することによって生じる差異は、実際に適切であり、異なる管轄区域で観察される負債の性質及び貸借対照表の全体構造をよりよく反映する可能性があると主張されている。会計基準設定者が割引方法を定義する責任を負う。割引ルールの適用は、堅牢な保険数理上の基準及び監査実務によって支えられている。また、公的及びグループの法定報告の両方に対して単一の会計制度の使用を最大化することによって得られるコスト及び効率性を考慮する。

一定の保守的なガードレールが過度に積極的な割引前提を制限することを要求する可能性があることを認識しており、これは GAAP Plus の開発における次のステップである。GAAP Plus アプローチに不可欠なこのようなガードレールやその他の運用基準の設計と開発に関連する多くの疑問がある。

GAAP Plus の全体的な設計がまだ固まっていないため、これまで重要な議論はなされていないが、割引及び GAAP Plus に関連する保守的な制約の可能な設計を評価することが現時点で適切である可能性がある。IAIS は、市場ベースの割引曲線の文脈で使用される長期フォワードレートの処方が可能であるか、又はブック利回りのブレンド・レートにおける再投資の仮定が適切か又は必要かを評価している。また、米国 GAAP Plus に基づく有配当契約の割引に使用される配当ファンドの信用レートに関する指針の必要性、及び米国 GAAP Plus に基づく再投資の前提とブック利回りのブレンド方法に関するガイダンスも考慮されている。そして、原則ベースの基準であり、割引率を設定するために複数の方法を認めている IFRS 第 17 号-保険契約に関して、IAIS は、実務の範囲を適切に狭めるガイダンスを提供する必要があるかどうかを評価している。これらの項目に関する具体的な議論は、後に

続く GAAP Plus 管轄アプローチに関する関連セクションに含まれている。しかし、このセクションでは一般的な質問が提供されている。

6—内部モデルの取扱

今回の CD においては、内部モデルの問題に関するステークホルダーのフィードバックを求めているので、これについても簡単に報告する。

1 | 内部モデルの位置付け等

IAIS は、2017 年 11 月に内部モデルの使用が ICS 資本要件を計算するための実行可能な選択肢であり、モニタリング期間終了時まで ICS に含めるとみなされることに同意した。その後、IAIS は以下のことを明確にした。

- ・内部モデルの使用から得られる結果の IAIGs による報告は、GWS の選択肢である。
- ・IAIS は、モニタリング期間中の内部モデル結果の報告を支援するために、IAIGs や他の関心のあるボランティアグループが使用するためのテストと標準の形式で一連の必須条件 (prerequisite) を開発する予定である。
- ・モニタリング期間は、内部モデルが ICS の実施の一環として PCR として受け入れられる場合に、どのテスト及び標準が開発されるべきかについて、IAIS に通知する機会を提供する。

内部モデルの適用範囲は、ICS 資本要件の計算に限定され、資本リソースや評価 (例えば MAV) など ICS の他の分野には適用されない。したがって、内部モデルの開発は、ICS 資本要件の代替計算のみ導入することを意図しているが、IAIG の資産及び負債の評価は、IAIS によって定められた方法に従って引き続き計算される。しかし、IAIS は、モニタリング期間中に内部モデルに埋め込まれた評価基準と ICS の評価基準との間のコンバージェンスを期待している。

2 | 内部モデルの必須条件

CD では、モニタリング期間中の追加報告の一部としての内部モデルデータの提出のための必須条件を設定し、コンサルテーションの下で内部モデルの問題に関するステークホルダーのフィードバックを求めている。具体的な必須条件の項目だけを挙げると、以下の通りとなっている。

必須条件 1：内部モデルの適用範囲の記述

必須条件 2：検証

必須条件 3：IAIG 取締役会のサインオフ

必須条件 4：統計的品質テスト

必須条件 5：較正テスト

必須条件 6：使用テストとガバナンス

必須条件 7：文書化基準

必須条件 8：チェリーピッキングの不在

必須条件 9：結果として生じる ICS 資本要件は、より適切に、保険会社のリスク・プロファイルを

反映する。

必須条件 10：部分内部モデルと標準方法の結果をどのように統合できるかを説明する。

7—まとめ

今回のレポートでは、ICS Version 2.0 CD について、その全体の概要と具体的な内容については保険負債評価に使用する割引率に焦点を絞って報告した。

ICS は IAIGs のための資本基準であり、IAIGs には、日本の大手の保険会社も指定されていくことが想定されている。さらには、日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の検討においては、IAIS における ICS を見据えた形でのフィールドテストも行われてきている。

ICS の制定については、欧州と米国、さらには日本を含めた世界各国の意見を踏まえて検討が進められており、着実に進展してきている状況にはあるが、引き続き各種の課題を抱えている。クアラルンプール (KL) 合意によって、とりあえず 2019 年に ICS Version 2.0 が採択されるが、当初の 5 年間はモニタリング期間として、PCR としてはみなされずに、2025 年以降において連結 PCR としての採択を目指す形になっている。

まずは、2019 年の ICS Version 2.0 の採択に向けて、今回の CD に対するフィードバックを踏まえて、ステークホルダーとの協議等が進められていくことになる。ただし、今回取り上げた参照 ICS における「保険負債評価の割引率」についても、保険業界側からはかなりの異論も出されているようである。ICS Version 1.0 の考え方からの変更が行われているが、業界側との意見の隔たりは引き続き大きい部分がある模様である。

保険業界は、これまで、より投資実態を反映した形での割引率の設定が適切であるとの考え方から、例えば、ICS Version 1.0 で提案されていた OAG (Own Assets with Guardrails Option : ガードレール付きの自己資産オプション) を支持してきたと思われる。これにより、外債や株式及び不動産投資からの超過収益をリスクフリーレートに上乘せすることができることになる。

今後 3 バケットアプローチの考え方がベースになっていくとした場合には、できる限りトップバケットやミドルバケットの適用が望まれることになるが、それらの実際の適用条件はかなり厳しいものとなっている。一般バケットでの適用が中心になった場合には、特に日本の生命保険会社にとって、日本円でのスプレッド調整の水準がかなり低いものになってしまうことになる。

こうした観点から、保険業界サイドとしては、3 バケットアプローチにおける各バケットの適用条件の緩和等を含めた見直しや、引き続き OAG 等のより投資実態を反映した形での割引率の設定を求めていくものと想定されることになる。その意味で、「保険負債評価の割引率」を巡る問題は、まだまだホットな問題であり続けることになる。

ICS については、監督当局や大手の保険会社にとどまらずに、全ての保険会社等の関係者が、その動向を注意深く見守っていることから、その設定を巡る動きについては、今後も引き続き注視し、適宜フォローしていくこととしたい。

以上